

イノベーション法務 Vol.8

生成 AI プリンシプル・コードを踏まえ、生成 AI 事業者はいつまでに何を決めなければならないか

2026 年 10 月 19 日

弁護士 岩崎 啓太

2026 年 8 月 25 日、知的財産戦略本部（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）から「[生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード](#)」（以下「本コード」といいます。）が公表されました。

以下では本コードの内容を踏まえ、事業者が、いつまでに何をしなければならないかを整理します。なお、本コードは海外事業者にも適用されますが（本コード 1(2)エ）、以下では日本企業を念頭に置いています。

目次

1. 本コードの概要
2. 生成 AI 事業者は、いつまでに、何を検討し決めなければならないか
 - (1) スケジュールの目安
 - (2) 何を検討し決めなければならないか
3. ①そもそも本コードが適用されるのか
4. ②本コードを受け入れるか
5. ③原則 1 で何を開示し、何をエクスプレインするか
6. ④原則 2・3 の照会にどう対応するか
7. ⑤本コードを踏まえた実務運用の修正・調整
8. まとめ

1. 本コードの概要

本コードは、いわゆる [AI 法](#)の趣旨を踏まえ、生成 AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向けて策定されました（本コード 1(1)）。

特徴は、法的拘束力のないソフトローとして、本コードを受け入れた生成 AI 事業者（詳細な定義は後述）に対してコンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するよう求める手法）が採用されている点です。そして、本コードで、コンプライ・オア・エクスプレインの対象とされている原則の概要は、以下のとおりです。

原則 1：コーポレートサイト等において、透明性確保のための措置と知的財産権保護のための措置の概要を誰もが閲覧可能な形で開示すること

原則 2：権利保護のため訴訟等の法的手続を現に行い又は準備している権利者等からの照会（自らが照会を行う URL 等が学習データに含まれているか否か等）について回答すること（ただし、当該照会が所定の要件を満たしていることが条件）

原則 3：当該生成 AI サービスで生成を行った利用者からの照会（生成物と同一・類似のコンテンツが掲載された URL 等が学習データに含まれているか否か等）に回答すること（ただし、当該照会が所定の要件を満たしていることが条件）

本コードを受け入れる生成 AI 事業者には、本コードに基づき以下の対応を講じることが期待されています。

- ① コーポレートサイト等において(i)各原則の受け入れ表明と(ii)各原則の実施事項（実施しない原則がある場合はその理由の説明）を公表すること
- ② 上記①の事項について、所定の様式に基づいて内閣府知的財産戦略推進事務局に届出を行うこと
- ③ 上記①の各事項について、原則として毎年見直し・更新（更新時はその旨も公表）を行うこと

2. 生成 AI 事業者は、いつまでに、何を検討し決めなければならないか

(1) スケジュールの目安

本コードにおいて期待される対応事項のうち、上記②の届出については、既に[本コード掲載ページ](#)に[届出様式](#)が公表されており、**2026 年 10 月 26 日（月）**から届出が開始されることになっています。

そして、係る届出を行った生成 AI 事業者の一覧は公表される立て付けであるため、「一覧に載る／載らない」という形で各社の対応が可視化されます。

そのため、事業者としては、同年 10 月 26 日の届出開始を一つのマイルストーンとして、本コードへの対応を検討・決定することになります。

(2) 何を検討し決めなければならないか

本コードの内容を踏まえると、事業者としては、以下の 5 つの事項を検討・決定する必要があると考えられます。詳細については次項以降で順次解説します。

①そもそも本コードが適用されるのか	自社が本コードが定義する「生成AI事業者」に該当するのを確認する。
②本コードを受け入れるのか	本コードを受け入れて所定の開示・届出を行うか、それとも本コード自体を受け入れないか判断する。
③原則1への対応	開示が要求される各事項について、具体的な開示内容（開示しない場合はその理由の説明）を検討する。
④原則2・3への対応	権利者・利用者からの照会に回答する体制と対応方針をどう整備するかを検討する。
⑤本コードを踏まえた実務運用の修正・調整	本コードへの対応として公表・届け出ている内容と自社の運用や利用規約等に齟齬がないかを確認し、必要に応じて修正等を行う。

3. ①そもそも本コードが適用されるのか

本コードは全ての事業者に適用されるものではなく、本コードが定める「生成AI事業者」にのみ適用されます。本コードにいう「生成AI事業者」とは、「生成AI開発者」と「生成AI提供者」を指しており、その定義は以下のとおりです（本コード1(2)ア）。

生成AI事業者	
生成AI開発者	生成AIシステムを構築する役割を担う者であって、その開発に係る生成AIシステムを公衆（不特定の者又は特定多数の者をいう。）に実質的に提供した者（その目的、法人・個人の別を問わない。）をいう。
生成AI提供者	生成AIシステムをアプリケーション、製品、既存のシステム、ビジネスプロセス等に組み込んだサービス（以下「生成AIサービス」という。）を公衆に提供した者をいう。

他方で、本コードでは、以下の事業者は原則として「生成AI事業者」には該当しない旨も例示されています（本コード1(2)ア～ウ）。

【生成AI事業者に該当しない例】

- A. 生成AI開発者から委託等を受けて、生成AIシステム構築過程（生成AIモデル・アルゴリズムの開発、データ収集（購入を含む）、前処理、生成AIモデル学習及び検証等）の一部のみを引

き受け、これを生成 AI 開発者に納入し又は役務を提供する役割を担うにすぎない者（その目的、法人・個人の別を問わない。）

- B. 生成 AI 事業者から委託等を受けて、生成 AI システム検証、生成 AI システムの他システムとの連携の実装、生成 AI システム又は生成 AI サービスの提供、正常稼働のための生成 AI システムにおける利用者側の運用サポートの一部のみを引き受け、これを生成 AI 事業者に入納し又は役務を提供する役割を担うにすぎない者（その目的、法人・個人の別を問わない。）
- C. 公衆への提供を行っておらず、研究・開発を行っているにすぎない者
- D. 一の法人又は個人が保有するデータのみを用いて特化させた生成 AI システムを、当該データ提供者又はその指定する限られた範囲の者のみに提供する者
- E. 一の法人又は個人が保有するデータのみを用いて特化させた生成 AI システムを搭載した生成 AI サービスを、当該データ提供者又はその指定する限られた範囲の者のみに提供する者
- F. 特定の企業グループ又は団体が保有するデータであって、当該企業グループ又は団体に属する法人又は個人から提供を受けたデータのみを用いて、当該企業グループ若しくは団体又はその指定する限られた範囲の者のみが使用する生成 AI システムを提供する者（データを提供した当該企業グループ又は団体に属する法人又は個人が、当該データの利用を許諾している場合に限る。）
- G. 特定の企業グループ又は団体が保有するデータであって、当該企業グループ又は団体に属する法人又は個人から提供を受けたデータのみを用いて特化させた生成 AI システムを搭載した生成 AI サービスを、当該企業グループ若しくは団体又はその指定する限られた範囲の者のみに提供する者（データを提供した当該企業グループ又は団体に属する法人又は個人が、当該データの利用を許諾している場合に限る。）
- H. 特定の業界（同じ産業に携わる者により構成される社会をいう。）に特化した生成 AI システム又は生成 AI サービスを開発又は提供している者であり、かつ、第三者の権利を侵害する生成物が生成されるおそれが著しく低い生成 AI システム又は生成 AI サービスを開発又は提供している場合

事業者においては、上記の「生成 AI 事業者」の定義やこれに該当しない場合の例（なお、本コードでは上記の例に該当する典型事例も掲載されています。）を参考に、自社が「生成 AI 事業者」に該当し本コードの適用を受けるのかを確認することになります。

その際、「生成 AI 事業者」には、自社で生成 AI を開発する事業者だけでなく、生成 AI システムを組み込んだサービスを提供する事業者（生成 AI 提供者）も含まれる点に注意が必要です。例えば、既存の生成 AI に API 接続するサービスを提供する事業者も、自社で開発を行っていないことだけをもって、直ちに「生成 AI 事業者」から外れるわけではなく、本コードに即して自社が「生成 AI 事業者」に該当するのを確認する必要があります。

4. ②本コードを受け入れるか

仮に「生成 AI 事業者」に該当するとしても、上記のとおり本コードは法的拘束力を持っておらず、「この文書の趣旨を理解し、これを受け入れた生成 AI 事業者に対して...を期待するものである。」（本コード 1(3)）、「以下に示す原則を受け入れる生成 AI 事業者に対して、次の事項を期待する」（同 1(4)）等の記載が見受けられることを踏まえると、本コードを受け入れないという選択肢も、制度上はあり得ると考えられます。

本コードの受け入れの意思決定に関し、自社が本コードを受け入れていないことは届出事業者の一覧の公表によって明らかになりますが、それが事実上どの程度の影響を生じさせるのか、現時点では実務の蓄積がなく、見通しが立ちにくいように思われます。

この点、本コードへの対応については、継続的な見直し・更新が予定されていますので（上記 1 参照）、2026 年 10 月 26 日（届出開始日）時点では受け入れを見送るとしても、その後の動向に応じて、受け入れ表明を行うという選択も考えられるところです。

他方で、本コードでは繰り返し、機微な情報（営業秘密及び安全性・セキュリティに関するもの等）の強制開示は求められないことが強調されており、本コードを受け入れたとしても、直ちに自社のノウハウ等が流出するわけではありません。また、本コードが開示を要請する事項の「一部について開示をしないという一事のみをもって、当該生成 AI 事業者を直ちに批判することは慎むべきである」（本コード原則 1 細則）とも明記されていますので、本コードを受け入れた上で、開示できない事項は理由を付してエクスプレインするという選択も考えられます。

5. ③原則 1 で何を開示し、何をエクスプレインするか

原則 1 で開示が求められる事項（概要開示対象事項）は、以下のとおりです（本コード 2(1)）。開示場所は全ての者が閲覧可能なコーポレートサイト等であり、開示するのは各事項の「概要」です。なお、機微な情報（営業秘密及び安全性・セキュリティに関するもの）の強制開示は求められておらず、一部について開示をすることができない場合には、その理由を示すことによりエクスプレインを行うものとされています（原則 1）。

各事項について開示すべき記載の程度については、内閣府が公表している「概要開示対象事項 具体例」が参考になります（コンプライする場合の記載例のほか、エクスプレインを選択する場合の記載例も示されています。[本コード掲載ページ](#)に掲載）。

区分	開示事項（概要）
（１）透明性確保のための措置	
使用モデル関係	- モデルの名称（識別子、バージョン等） - 公開日を含む来歴（過去のバージョンや修正履歴等） - アーキテクチャ・設計仕様（モデル開発において第三者と契約するライセンスの状況等） - 利用規定（想定する用途や制限・禁止されている用途の明確化等） - モデルのトレーニングプロセスの内容
学習データ関係	- 学習・検証等に用いられたデータに関連する事項（データの種類（RAG（検索拡張生成）において用いるものを含む）、ウェブクロールや第三者から取得した非公開のデータセット、公開データセット、その他の手段で収集されたデータ、合成データの利用有無・目的等） - クローラに関する事項（目的、データ収集期間、名称・識別子、第三者クローラの利用の有無・名称等）
アカウントビリティ関係	開発・提供・利用中に行われた意思決定等について、技術的に可能かつ合理的な範囲で追跡・遡及が可能な状態の内容（トレーサビリティの向上、責任者の明示、関係者の責任の分配、ステークホルダーへの具体的対応、文書化等）
（２）知的財産権保護のための措置	
右記の各事項への対応状況	- 知的財産権保護のための原則の策定・責任体制の明確化（年1回以上の見直しと要旨の外部公表） - データ活用における他者の知的財産権の不侵害 - ベイウォール等のアクセス制限やrobots.txt等の機械可読な指示に従うクローラの採用等に取り組むこと（ユーザーエージェントごとの措置の公開・変更時の通知） - 学習したログの一定期間の保持 - 海賊版サイト等へのクロール回避 - 知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置 - 電子透かし・C2PA等の出所や来歴を証明する技術的措置 - 生成物が他者の知的財産権を侵害するものと考えられる場合にはこれを利用すべきでない旨の利用者への周知 - 権利者救済のための適切な窓口の整備・申出要件の明確化・対応記録の保存

6. ④原則 2・3 の照会に対応するか

原則 2・3 は、所定の要件を満たす照会があった場合に回答するという対応であり、その要点は以下のとおりです（本コード 2(1)）。

項目	原則2（権利者等からの照会）	原則3（利用者からの照会）
照会できる者	映画・音楽・文芸・写真・漫画・アニメーション・ゲーム等のコンテンツについて、自らの権利又は法律上保護される利益の実現のために訴訟提起・調停申立て・ADRその他の法的手続を現に行い、又は準備をしている者（その委任を受けた弁護士等を含む）	当該事業者の生成AIシステム・サービスを用いてコンテンツを生成した者
回答すべき事項	照会者が示すURL等の情報（事業者において容易にアクセス・確認可能なものに限る。以下「原則2対照情報」という。）が、学習・検証等に用いられたデータに含まれているか否か	生成物と同一・類似のコンテンツが掲載されたURL等の情報（事業者において容易にアクセス・確認可能なものに限る。以下「原則3対照情報」という。）が、学習・検証等に用いられたデータに含まれているか否か
照会が満たすべき要件	① 照会できる者に該当することを示す理由 ② 回答の利用目的の明示と目的外利用しない旨の誓約 ③ 原則2対照情報の提示と開示を求める事由の特定	① 生成物と生成時に用いたプロンプトの提示 ② 回答の利用目的の明示と目的外利用・訴訟等の目的で利用しない旨の誓約 ③ 原則3対照情報の提示と開示を求める事由の特定
提供者が回答できない場合	生成AIサービスに搭載された生成AIモデルを開発した者の名称を回答することで足りる	
細則の主なポイント	- 手数料・回数制限等の濫用防止措置は許容（ただし照会を萎縮させ、困難にし、又は諦めさせるような設定は不可） - 体制構築ができていないことを述べるだけではエクスプレインとして不十分（体制構築の完了時期の説明が必要） - 開示が技術的に不可能である旨を必要な根拠を示して述べた場合はエクスプレインとして扱われる	

7. ⑤本コードを踏まえた実務運用の修正・調整

本コードを受け入れた後は、公表した事項について原則として毎年見直し・更新を行うこととなります（更新を行った場合はその旨も公表。本コード 1(4)）。

また、利用規約との関係で注意すべき点として、契約や利用規約において本コードの原則の適用を撤廃・制限する規定（オーバーライド条項）を設けても、その存在を示すだけではエクスプレインとして不十分であり、なぜそのような規定を設けて撤廃・制限をしているのかの説明までが求められます（本コード 2(2)）。規約による「上書き」で本コードの適用を免れることは予定されていないため、受け入れ表明の前に、既存の利用規約等との整合を確認しておくのが安全です。

8. まとめ

以上のとおり、本コードへの対応は、①「生成 AI 事業者」該当性判定、②受け入れの意思決定、③原則 1 の開示文書作成、④原則 2・3 の照会対応体制の整備、⑤本コードを踏まえた実務運用の修正・調整、という 5 つのステップに整理できます。

本コードに法的拘束力はありませんが、既に述べたとおり、届出一覧の公表等を通じて自社の対応状況が市場や取引先その他の関係先に可視化されます。係る状況が実際にどのような影響をもたらすのかは、今後の実務の蓄積を待つ必要がありますが、今できる対応としては、上記の 5 つのステップを確認しつつ、今後の動向を注視できるよう準備を整えておくことが考えられます。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。